

ホームページエリアレンタルサービス契約約款

ホームページエリアレンタルサービス契約約款(以下「本約款」といいます)は、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ(以下「当社」といいます)が当社のインターネット接続サービス(以下「接続サービス」といいます)向けに提供する「ホームページエリアレンタルサービス(以下「本サービス」といいます)」の利用に関しての約款を以下の通り定めます。

第 1 条 (契約約款の適用)

第 2 条 (約款の変更)

第 3 条 (用語の定義)

第 4 条 (契約の単位)

第 5 条 (協議)

第 6 条 (本サービスの内容)

第 7 条 (容量の追加)

第 8 条 (料金)

第 9 条 (契約者の義務)

第 10 条 (情報の管理)

.

第 1 条 (契約約款の適用)

本約款は、当社と契約者との間の本サービスに関する全ての関係に適用されるものとします。

2.本約款は、別途当社および契約者との間で締結した@T COM (アットティーコム) 契約約款(以下「約款」といいます。 <https://www.t-com.ne.jp/entry/>)の一部を構成するものとし、本サービスの利用に関して本約款に定めのない事項は、約款が適用されるものとします。また、本約款の内容と約款に定める内容が抵触する場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第 2 条 (約款の変更)

当社は、契約者の了承を得ることなく本約款の内容を変更することがあります。この場合、当社は、契約者に対し、当該変更の効力発生日(以下「効力発生日」といいます)の 1 ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびに効力発生日を、当社のホームページ上、又は当社が適当であると判断する方法により通知するものとします。

2. 契約者は本約款の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によって異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の本サービスの利用契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

第3条（用語の定義）

本約款で使用する用語は次の意味で用います。

| 用語 | 用語の意味 |
|---------------|--|
| サーバー | 当社が契約者に対して当サービスを利用するために提供する電気通信設備であり、通信回線を介して転送されたホームページを格納するもの |
| ホームページ | インターネットのプロトコル（通信手順）に従って通信回線を介して転送されるものであり、これをコンピュータ上で再現するアプリケーション・ソフトによって、一般に知覚ないし認識することのできるファイルないしファイルの集合 |
| ディレクトリ | 当社サーバー内に、契約者ごとに指定されたホームページ領域 |
| F T PログインID | F T Pユーザパスワードと組み合わせて、サーバディレクトリへログイン、データを転送するために用いられる符号 |
| F T Pユーザパスワード | F T PログインIDと組み合わせて、サーバディレクトリへログイン、データを転送するために用いられる符号 |

第4条（契約の単位）

本サービスは、当社インターネット接続サービスの契約者に限り提供します。本サービスは、一の接続サービス契約につき、一の本契約を締結します。契約者は、契約者たる資格を失った場合、本サービスの利用資格を失うものとし、当社と契約者間の本サービスの利用契約は終了するものとします。契約者は、本サービスを受ける権利を、第三者に譲渡することはできません。

第 5 条（協議）

この約款に記載のない事項で必要な細目については、当社と契約者との協議によって定めます。

第 6 条（本サービスの内容）

契約者はホームページをサーバー内の契約者ごとに指定された領域（以下、「ディレクトリ」といいます）に転送することができます。通常使用できるディスク容量は 20 メガバイト(MB)です。ただし、次のことはできません。

- 一般にCGIおよびSSIと呼ばれるプログラム・ファイルをディレクトリに転送すること
- ディレクトリに転送したファイルの内容を直接編集すること

第 7 条（容量の追加）

契約者はディスク容量を追加する場合には、別途その旨の申し込みを行い、当社が別に定める料金を支払うものとします。

使用できる最大の容量は、通常使用できるディスク容量を含め、50MB とします。

第 8 条（料金）

契約者は本サービスに係る料金として、当社が別に定める初期登録費用を支払うものとします。なお、契約者は、第 7 条（容量の追加）の規定によりディスク容量の追加をしている場合には、同条に定める料金を別途支払うものとします。

第 9 条（契約者の義務）

契約者は本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1)当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権、その他の財産権を侵害する行為
- (2)当社もしくは第三者を誹謗中傷、侮辱し、その名誉や信用、人権を毀損する行為 又は毀損するおそれのある行為
- (3)当社もしくは第三者への詐欺、脅迫行為
- (4)当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (5)第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

- (6) 当社又はインターネット接続サービスの信用を毀損するおそれのある方法で本サービスを利用する行為
- (7) 公職選挙法に違反する行為
- (8) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、映像、文書等を送信もしくはインターネット上に公開、販売する行為
- (9) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信又は表示する行為
- (11) 違法又は公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言など）
- (12) その他法令、条約（輸出法令を含む）等に違反する行為、又は違反のおそれのある行為
- (13) 前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為

2. 当社は前項各号に掲げる行為につながる、又はつながるおそれのある情報、又は当社が不相当と判断した情報については断りなく削除することがあります。

第 10 条（情報の管理）

当社は、契約者の転送したホームページの消失などのトラブルが生じた場合、最大限の対策を講じるものとします。ただし、天変地異その他不慮の事態によって生じた結果に関しては一切の責任を負わないものとします。

附則

この約款は平成 13 年 8 月 1 日から実施します。

平成 14 年 7 月 3 日 一部改定

平成 14 年 12 月 24 日 一部改定

平成 15 年 7 月 31 日 一部改定

平成 16 年 5 月 20 日 一部改定

令和 3 年 4 月 1 日 一部改定